

石川県公報

平成 24 年 3 月 2 日

第 1 2 4 7 1 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示			
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止 (長寿社会課)	1	土地改良区の清算人就任公告 (同)	4
介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止 (同)	1	市町が行う土地改良事業の施行同意公告 (同)	4
青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	2	都市計画の変更案の縦覧公告 (都市計画課)	4
家畜商講習会の開催 (生産流通課)	2	公安委員会	
公 告		石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	7
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	3	放置車両の確認等に関する事務の委託の公示	10
土地改良区の解散公告 (経営対策課)	3	監査委員	
		定期監査結果公表	10

告 示

石川県告示第76号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成24年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定の一部の効力を停止した内容	指定の一部の効力を停止した期間	サービスの種類
1770102992	株式会社 清泉の宿	清泉デイサービスセンター本館 金沢市泉本町4丁目20番1号	新たにサービスを利用しようとする者に対するサービスの提供の停止	平成24年2月29日から同年8月28日まで	通所介護
1771700364	株式会社 ジェー・ティ・ピー	清水の里デイサービスセンター穴水 鳳珠郡穴水町宇加川イ142番地	〃	〃	〃

石川県告示第77号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の9第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成24年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定の一部の効力を停止した内容	指定の一部の効力を停止した期間	サービスの種類
1770102992	株式会社 清泉の宿	清泉デイサービスセンター本館 金沢市泉本町4丁目20番1号	新たにサービスを利用しようとする者に対するサービスの提供の停止	平成24年2月29日から同年8月28日まで	介護予防通所介護
1771700364	株式会社 ジェー・ティ・ピー	清水の里デイサービスセンター穴水 鳳珠郡穴水町宇加川イ142番地	〃	〃	〃

石川県告示第78号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成24年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	若未亡人 うるむ肉壺	オ ー ピ ー 映 画
〃	S E X ファイル むさぼり肉体潜入	〃

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成24年2月24日

石川県告示第79号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成24年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 日時

平成24年3月22日（木）午前8時45分から午後5時まで

平成24年3月23日（金）午前9時から午後5時15分まで

2 場所

金沢市才田町戊324番2

石川県南部家畜保健衛生所会議室

3 講習会の内容及び時間

- (1) 家畜取引に関する法令 4時間
- (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

4 受講手続

受講希望者は、受講申込書に3,400円に相当する石川県証紙を添えて、直接又は石川県家畜商業協同組合を經由して、平成24年3月15日（木）までに石川県農林水産部生産流通課畜産振興グループへ提出すること（必着）。

5 その他

問い合わせは、石川県農林水産部生産流通課畜産振興グループへ照会すること。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成24年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ加賀
加賀市作見町二60 - 1 ほか
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗の名称
(変更前) フレスポ加賀作見計画
(変更後) フレスポ加賀
 - 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 加賀市小菅波町一丁目149番地
(変更後) 加賀市美岬町メ1番地1
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ジャックコーポレーション
代表取締役 村谷 康夫
金沢市久安2 - 335
ほか5者
(変更後) 株式会社ジャックコーポレーション
代表取締役 村谷 淳
金沢市久安2 - 335
ほか3者
- 変更の年月日
平成23年9月20日
- 変更する理由
店舗名称の変更及び設置者の住所変更、小売業者においては代表者の変更及び新規入店のため。
- 届出年月日
平成24年2月23日
- 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び加賀市地域振興部商工振興課
- 届出等の縦覧期間
平成24年3月2日から同年7月2日まで
- 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成24年7月2日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

土地改良区の解散公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、土地改良区が次のとおり解散した。

平成24年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	解散年月日
佐々木町土地改良区	平成24年2月23日

土地改良区の清算人就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨の届出があった。

平成24年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

佐々木町土地改良区

氏 名	住 所	就 任 年 月 日
山 本 隆 之	小松市佐々木町イ201番地	平成24年2月23日
岡 田 秀 雄	〃 佐々木町イ258番地	〃
坂 下 隆	〃 軽海町ソ60番地1	〃
山 上 重 幸	〃 佐々木町イ175番地甲	〃
東 出 浩 一	〃 佐々木町イ137番地	〃

市町が行う土地改良事業の施行同意公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり市町が行う土地改良事業の施行に同意した。

平成24年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	地 区 名	事 業 名	同 意 年 月 日
津 幡 町	加 茂 地 区	団体営基盤整備促進事業	平成24年2月27日

都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該変更に係る都市計画の案を平成24年3月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成24年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦 覧 場 所
白山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	白山都市計画区域	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課
白山都市計画区域区分	〃	〃
白山都市計画公園 5・5・1号松任海浜公園	-	〃
白山都市計画公園 6・5・1号松任総合運動公園	-	〃
白山都市計画公園 6・6・2号手取公園 (旧：6・6・1号手取公園)	-	〃

白山都市計画公園 8・5・1号舟岡山公園 (旧：7・5・1号舟岡山公園)	-	”
白山都市計画公園 9・6・1号白山ろくテーマパーク	-	”
白山都市計画道路 3・3・3号横江松本線 (旧：3・3・22号横江徳光線、3・5・15号石立松本線)	白山市徳光町、小川町、上小川町、黒瀬町及び松本町の各一部	”
白山都市計画道路 3・3・4号末松徳光線	-	”
白山都市計画道路 3・4・5号旭工業団地線 (旧：3・4・18号旭工業団地線)	-	”
白山都市計画道路 3・4・7号福正寺竹松線 (旧：3・4・11号福正寺竹松線)	-	”
白山都市計画道路 3・4・11号相木線 (旧：3・4・20号相木線)	-	”
白山都市計画道路 3・4・12号中成下成線 (旧：3・4・21号中成下成線)	-	”
白山都市計画道路 3・4・13号松任駅倉光線 (旧：3・4・5号蕪城通り線)	-	”
白山都市計画道路 3・4・15号千代野環状線 (旧：3・4・16号千代野環状線)	-	”
白山都市計画道路 3・4・17号北安田千代野線 (旧：3・4・24号北安田千代野線)	-	”
白山都市計画道路 3・4・18号四十万曾谷線 (旧：3・4・15号曾谷四十万線)	-	”
白山都市計画道路 3・4・19号松本美川大橋線 (旧：3・4・3号美川大橋松本線、3・5・15号石立松本線)	-	”
白山都市計画道路 3・4・20号平加長屋線 (旧：3・4・4号平加長屋線)	白山市長屋町及び長屋町トの各一部	”
白山都市計画道路 3・4・21号木曾街道線 (旧：3・4・2号木曾街道線)	-	”

白山都市計画道路 3・4・22号水島美川大橋線 (旧：3・4・17号美川大橋水島線、3・4・5号美川大橋水島線)	-	"
白山都市計画道路 3・4・23号湊小松線 (旧：3・4・6号湊小松線)	-	"
白山都市計画道路 3・4・24号白山郷公園通り線 (旧：3・5・2号白山郷公園通り線)	-	"
白山都市計画道路 3・4・25号西鶴線 (旧：3・4・8号西鶴線)	-	"
白山都市計画道路 3・4・26号西裏線 (旧：3・4・7号西裏線)	-	"
白山都市計画道路 3・5・27号金沢小松線 (旧：3・5・3号金沢小松線)	白山市田中町、番匠町、五歩市町及び徳丸町の各一部	"
白山都市計画道路 3・5・28号千代尼線 (旧：3・5・7号千代尼線)	白山市徳丸町の一部	"
白山都市計画道路 3・5・29号恵比寿通り線 (旧：3・5・6号恵比寿通り線)	白山市八ツ矢町、布市一丁目、若宮一丁目及び若宮二丁目の各一部	"
白山都市計画道路 3・5・35号安産美川駅線 (旧：3・5・11号美川駅安産線)	-	"
白山都市計画道路 3・5・36号大成湊線 (旧：3・5・8号大成湊線)	-	"
白山都市計画道路 3・5・42号山ノ手通り線 (旧：3・5・5号山ノ手大通り線)	-	"
白山都市計画道路 3・5・43号鶴来本町通り線 (旧：3・5・3号中央大通り線)	白山市鶴来本町二丁目ワ、鶴来本町一丁目ワ及び鶴来新町レの各一部	"
白山都市計画道路 3・5・46号鶴来金劔線 (旧：3・5・10号金劔線)	白山市鶴来本町三丁目ワ、鶴来本町二丁目ワ、鶴来古町ワ、鶴来古町ワ及び鶴来大国町マの各一部	"
白山都市計画道路 3・5・47号鶴来日吉水戸町線 (旧：3・5・4号小学校通り線)	白山市鶴来日吉町イ、鶴来日吉町八、八幡町戌、鶴来清沢町夕、鶴来新町夕、鶴来新町レ及び鶴来新町ソの各一部	"

白山都市計画道路 3・6・48号宮永ハツ矢線 (旧：3・6・8号ハツ矢金石線)	白山市宮永町、宮永市町、新田町、ハツ矢新町及びハツ矢町の各一部	”
白山都市計画道路 7・7・3号鶴来新町白山線	白山市鶴来新町レ、鶴来新町タ、鶴来今町レ、鶴来今町タ、鶴来今町ツ、八幡町亥及び白山町レの各一部	”
白山都市計画道路 1・2・1号大河端松任線 (旧：1・2・1号森本松任線)	-	”
白山都市計画道路 3・2・2号金沢鶴来線 (旧：3・3・2号金沢鶴来線、3・2・1号金沢鶴来線)	-	”
白山都市計画道路 3・2・1号松任小松線 (旧：3・2・1号松任小松線、3・3・12号松任小松線)	-	石川県土木部都市計画課、白山市建設部都市計画課及び川北町土木課

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第24号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月2日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）寺井警察署管内の表8の項を次のように改める。

8	市役所寺井庁舎 前 交 差 点	能美市寺井町よ26番地1先 県道小松鶴来線と市道との交差点	S 45. 3. 13
---	--------------------	----------------------------------	-------------

別表第1（信号機の設置場所）羽咋警察署管内の表22の項を次のように改める。

22	中 浜 交 差 点	羽咋郡志賀町相神ノ部3番地1先 国道249号と主要地方道深谷中浜線及び町道との交差点	S 48. 8. 1
----	-----------	---	------------

別表第4（指定方向外進行禁止）松任警察署管内の表に次のように加える。

427	主 要 地 方 道 金沢美川小松線	白山市美川中町ヲ28番地先 (美川大橋詰交差点)	小松市方向から川北町方向への右折	車 両	終 日
-----	----------------------	-----------------------------	------------------	-----	-----

別表第4（指定方向外進行禁止）穴水警察署管内の表88、122の項を次のように改める。

88	自動車専用道路 主 要 地 方 道 七 尾 輪 島 線	鳳珠郡穴水町字越の原1字90番地2先	越の原インターチェンジ流入路から本線此木方向への右折	自動車	終 日
122	自動車専用道路 主 要 地 方 道 七 尾 輪 島 線	鳳珠郡穴水町字越の原1字90番地2先	本線此木方向から越の原インターチェンジ流入路への左折	自動車	終 日

別表第 9 (追い越しのための右側部分はみ出し禁止通行禁止) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

10	主要地方道 金沢美川小松線	金沢市打木町西198番地先から 金沢市下安原町西194番地先まで	終 日	約 950 メートル
----	------------------	-------------------------------------	-----	---------------

別表第10 (自転車の歩道通行可) 輪島警察署管内の表22、23の項を次のように改める。

22	市道病院前通線	輪島市杉平町西ノ草之部25番地 2 先から 輪島市宅田町150番地先まで (南側)	終 日	約 600 メートル
23	市道病院前通線	輪島市宅田町65番地 1 先から 輪島市杉平町鬼田64番地 1 先まで (北側)	終 日	約 600 メートル

別表第10 (自転車の歩道通行可) 2 以上の警察署管内にまたがる表32、37の項を次のように改める。

32	国道 157 号、 1 級幹線 10 号 武蔵森山線	金沢市野町 2 丁目 1 番14号先から 金沢市彦三町 2 丁目13番13号先まで	終 日	約2,075 (金沢中署 約1,625、金沢東署 約450) メートル
37	国道 157 号	金沢市下堤町10番地先から 金沢市野町 1 丁目 1 番32号先まで	終 日	約1,490 (金沢中署 約1,175、金沢東署 約315) メートル

別表第10の 2 (自転車の歩道通行部分) 大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

1	国道 8 号	加賀市松山町 1 番地先から 加賀市松山町72番地 1 先まで (北側)	終 日	約 150 メートル
---	--------	---	-----	---------------

別表第11 (最高速度の指定) 小松警察署管内の表に次のように加える。

273	県道新保 矢田野線市道 額見四丁町線	小松市月津町ヲ77番地 2 先から 小松市額見町 5 番地先まで	約 1,300 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。)
274	県道新保 矢田野線	小松市月津町ヲ72番地 5 先から 小松市矢田野町ホ17番地の 1 先まで	約 740 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引 を 除く。)

別表第11 (最高速度の指定) 鶴来警察署管内の表に次のように加える。

121	国道 157 号	白山市河内町口直海イ15番地先から 白山市白山町205番地 1 先まで	約 2,200 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。)
-----	----------	--	-----------------	----------------	----	-------------------------------

別表第11 (最高速度の指定) 金沢東警察署管内の表227の項を次のように改める。

227	国道 304 号	金沢市堅田町甲75番地 1 先から 金沢市宮野町捨77番地 7 先まで	約 4,900 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。)
-----	----------	--	-----------------	----------------	----	-------------------------------

別表第11 (最高速度の指定) 大聖寺警察署管内の表138の項を次のように改める。

138	市道 B 124 号線	加賀市森町ル13番地先から 加賀市津波倉町二30番地先まで	約 1,300 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引 を 除く。)
-----	-------------	----------------------------------	-----------------	----------------	----	-------------------

別表第11 (最高速度の指定) 小松警察署管内の表74の項を次のように改める。

74	市道額見町中線 県道新保 矢田野線	小松市額見町ら 2 番地 4 先から 小松市額見町よ61番地先まで	約 1,000 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引 を 除く。)
----	-------------------------	--------------------------------------	-----------------	----------------	----	-------------------

別表第11（最高速度の指定）寺井警察署管内の表80の項を次のように改める。

80	主要地方道 小松辰口線	能美市寺島町40番地1先から 能美市大口町272番地先まで	約 5,200 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引 を除く。）
----	----------------	----------------------------------	-----------------	----------------	----	------------------------------

別表第11（最高速度の指定）松任警察署管内の表224、250の項を次のように改める。

224	市道あさひ荘苑 番匠線	白山市五歩市町334番地1先から 白山市番匠町554番地1先まで	約 310 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両（けん引を 除く。）
250	市道三日市 矢木線	野々市市二日市1丁目53番地先から 野々市市御経塚3丁目117番地先ま で	約 1,440 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引 を除く。）

別表第11（最高速度の指定）2以上の警察署管内にまたがる表46の項を次のように改める。

46	国道 249 号	羽咋郡志賀町相神ノ部3番地 1先から 輪島市門前町大泊1の4番地 先まで	約16,215（羽咋 署約13,400、輪 島署約2,815） メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引 を除く。）
----	----------	---	---	----------------	----	------------------------------

別表第13（車両通行帯）金沢西警察署管内の表に次のように加える。

94	主要地方道 松任宇ノ気線	金沢市福増町南1041番地先から 金沢市福増町南1042番地先まで 「福増町南交差点」 (中新保町方向から福増町南交差点に至る方向)			3	約 50 メートル
95	主要地方道 松任宇ノ気線	金沢市福増町南249番地先から 金沢市福増町南245番地先まで 「福増町南交差点」 (福増町北方向から福増町南交差点に至る方向)			2	約 50 メートル

別表第18（駐車禁止）金沢西警察署管内の表78の項を次のように改める。

78	市 道 大徳 15 号 無量寺町線42号	金沢市無量寺町ホ115番地先から 金沢市無量寺町二12番地5先まで		約 280 メートル	終 日	車 両
----	----------------------------	--------------------------------------	--	---------------	-----	-----

別表第18（駐車禁止）松任警察署管内の表224の項を次のように改める。

224	市道あさひ荘苑 番匠線	白山市五歩市町334番地1先から 白山市番匠町554番地1先まで		約 310 メートル	終 日	車 両
-----	----------------	-------------------------------------	--	---------------	-----	-----

別表第4（指定方向外進行禁止）穴水警察署管内の表86、87、89の項を次のように改める。

86		削	除
87		削	除
89		削	除

別表第10（自転車の歩道通行可）輪島警察署管内の表34、35の項を次のように改める。

34		削	除
35		削	除

別表第11(最高速度の指定)羽咋警察署管内の表156の項を次のように改める。

156	削	除
-----	---	---

放置車両の確認等に関する事務の委託の公示

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成24年3月2日

石川県金沢中警察署長
警視正 谷 和 之

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社アイビックス北陸

(2) 主たる事務所の所在地

金沢市新神田5丁目2番地3

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

石川県金沢中警察署の管轄区域

(2) 期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、平成23年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成24年3月2日

石川県監査委員 藤 井 義 弘
同 米 光 正 次
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

監査箇所名	監査年月日	監査の対象	監査の結果
畜産総合センター	平成24年2月3日	平成23年11月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢中央高等学校	〃	〃	〃
保育専門学園	〃	〃	〃
石川障害者職業能力開発校	〃	〃	〃
金沢錦丘高等学校	平成24年2月6日	〃	〃
金沢錦丘中学校	〃	〃	〃
ろう学校	〃	〃	〃
明和特別支援学校	〃	〃	〃
鹿西高等学校	平成24年2月14日	〃	〃
七尾港湾事務所	〃	〃	〃
七尾産業技術専門校	〃	平成23年12月末日現在	〃
能登産業技術専門校	〃	〃	〃
北部家畜保健衛生所	〃	平成23年11月末日現在	〃
七尾高等学校	〃	〃	〃

七尾城北高等学校	〃	〃	〃
七尾特別支援学校	〃	〃	〃
七尾東雲高等学校	〃	〃	〃

